

付置義務台数の計算例

- 例 1. 商業地区内に、4, 400 m²の店舗を新たに建築する場合の付置義務台数
- 例 2. 商業地区内に、6, 000 m²の店舗と2, 000 m²の事務所を建築する場合の付置義務台数
- 例 3. 商業地区内（駐車場整備地区内）に、昭和40年に建築された2, 500 m²の店舗に、1, 800 m²の店舗を増築する場合の付置義務台数
- 例 4. 商業地区内（駐車場整備地区内）に、昭和50年に建築された6, 000 m²の店舗に、2, 500 m²の店舗を増築する場合の付置義務台数
- 例 5. 商業地区内（駐車場整備地区内）に、平成5年に建築された6, 000 m²の事務所を新条例に基づき届出しない場合の付置義務台数
- 例 6. 商業地区内（駐車場整備地区内）に、平成10年に建築された6, 000 m²の店舗に、2, 500 m²の事務所を増築する場合の付置義務台数
- 例 7. 周辺地区に、4, 400 m²の店舗を新たに建築する場合の付置義務台数
- 例 8. 周辺地区に、6, 000 m²の店舗と2, 000 m²の事務所を建築する場合の付置義務台数
- 例 9. 周辺地区に、昭和40年に建築された3, 500 m²の店舗に、1, 800 m²の店舗を増築する場合の付置義務台数
- 例 10. 周辺地区に、昭和50年に建築された6, 000 m²の店舗に、2, 500 m²の事務所を増築する場合の付置義務台数
- 例 11. 周辺地区に、平成5年に建築された6, 000 m²の事務所を新条例に基づき届出しない場合の付置義務台数
- 例 12. 周辺地区に、平成10年に建築された6, 000 m²の店舗に、2, 500 m²の事務所を増築する場合の付置義務台数
- 例 13. 商業地区内に、12, 000 m²の事務所を新たに建築する場合の付置義務台数
- 例 14. 商業地区内（駐車場整備地区内）に、新たに1, 800 m²の店舗と、500 m²の非特定用途に供する建築物を建築する場合の付置義務台数

例 1

商業地区内に、4, 400 m²の店舗を新たに建築する場合の付置義務台数

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(4, 400 - 2, 000)}{3, 000} = 0.80 \rightarrow 1 \text{ 台 (1 未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{(4, 400 - 2, 000)}{300} = 8.00 \rightarrow 8 \text{ 台 (小数 1 桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

- ・自動二輪車の駐車場を 5 台設置する場合

$$1 + (5 - 1) \div 4 = 1 + 1.00 = 2.00 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 8 - 2 = 6 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を 8 台設置する場合

$$1 + (8 - 1) \div 4 = 1 + 1.75 = 2.75 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 8 - 2 = 6 \text{ 台}$$

例2

商業地区内に、6,000㎡の店舗と2,000㎡の事務所を建築する場合の付置義務台数

※供用部分がある場合は、それぞれ6,000㎡及び2,000㎡のうちに含まれているものとします。

①

用途に応じた按分率（％）

ア 全体に対する店舗部分の割合（按分率）

$$\frac{6,000}{(6,000 + 2,000)} = 0.75 \text{（小数3桁四捨五入）}$$

イ 全体に対する事務所部分の割合（按分率）

$$\frac{2,000}{(6,000 + 2,000)} = 0.25 \text{（小数3桁四捨五入）}$$

②

用途ごとに足切り2,000㎡の面積を按分します。

ア 店舗部分の足切り面積

$$2,000 \times 0.75 = 1,500 \text{㎡}$$

イ 事務所部分の足切り面積

$$2,000 \times 0.25 = 500 \text{㎡}$$

③

必要な駐車台数を計算する根拠となる延べ面積を求め、それを用途ごとの単位で除します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 1,500}{3,000} = 1.50 \text{台（小数3桁四捨五入）}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,000 - 500}{8,000} = 0.19 \text{台（小数3桁四捨五入）}$$

(2) 自動車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 1,500}{300} = 15.00 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,000 - 500}{350} = 4.29 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

④

用途ごとの計算結果を足し合わせ、付置義務台数を計算します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

$$1.50 + 0.19 = 1.69 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

$$15.00 + 4.29 = 19.29 \rightarrow 19 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

⑤

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

・自動二輪車の駐車場を2台設置する場合

$$2 + (2 - 2) \div 4 = 2 + 0.00 = 2.00 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 19 - 2 = 17 \text{ 台}$$

・自動二輪車の駐車場を22台設置する場合

$$2 + (22 - 2) \div 4 = 2 + 5.00 = 7.00 \rightarrow 7 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 19 - 7 = 12 \text{ 台}$$

例3

商業地区内（駐車場整備地区内）に、昭和40年に建築された2,500㎡の店舗に、1,800㎡の店舗を増築する場合の付置義務台数

合計の延べ面積が2,000㎡を超えるため、駐車施設を設ける必要があります。

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(1,800 + 2,500) - 2,500}{3,000} = 0.60 \rightarrow 1 \text{ 台 (1未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{(1,800 + 2,500) - 2,500}{300} = 6.00 \rightarrow 6 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

（自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります）

- ・自動二輪車の駐車場を2台設置する場合

$$1 + (2 - 1) \div 4 = 1 + 0.25 = 1.25 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数：} 6 - 1 = 5 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を45台設置する場合

$$1 + (45 - 1) \div 4 = 1 + 11.00 = 12.00 \rightarrow 12 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

特例による引下げの結果、自動車の駐車台数が1台未満となる場合は、自動車の付置義務台数は1台となります。

$$\text{特例による台数：} 6 - 5 = 1 \text{ 台}$$

例 4

商業地区内（駐車場整備地区内）に、昭和 50 年に建築された 6,000 m²の店舗に、
2,500 m²の店舗を増築する場合の付置義務台数

自動車の付置義務については、旧の条例（昭和 35 年 11 月 1 日から平成 3 年 9 月 30 日まで）
により確保された付置義務台数は旧の条例により、確保しておく必要があります。

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(6,000 + 2,500) - 6,000}{3,000} = 0.83 \rightarrow 1 \text{ 台 (1 未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務台数

（旧条例 S35…A1）

$$\frac{6,000 - 3,000}{500} = 6.00 \rightarrow 6 \text{ 台 (小数 1 桁切上げ)}$$

（新条例…A2）

$$\frac{2,500}{300} = 8.33 \rightarrow 8 \text{ 台 (小数 1 桁四捨五入)}$$

$$A1 + A2 = 14 \text{ 台}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

（自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります）

- ・自動二輪車の駐車場を 3 台設置する場合

$$1 + (3 - 1) \div 4 = 1 + 0.50 = 1.50 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数} : 8 - 1 = 7 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を 9 台設置する場合

$$1 + (9 - 1) \div 4 = 1 + 2.00 = 3.00 \rightarrow 3 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数} : 8 - 3 = 5 \text{ 台}$$

例5

商業地区内（駐車場整備地区内）に、平成5年に建築された6,000㎡の事務所を新条例に基づき届出しなおす場合の付置義務台数

新条例に従い、既存建築物における新たな付置義務台数を届出することができます。その場合は、自動二輪車の付置義務台数を確保していただく必要があります。

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 2,000}{8,000} = 0.50 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

②

自動車の付置義務

$$\frac{6,000 - 2,000}{350} = 11.43 \rightarrow 11 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

（自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります）

- ・自動二輪車の駐車場を10台設置する場合

$$1 + (10 - 1) / 4 = 1 + 2.25 = 3.25 \rightarrow 3 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 11 - 3 = 8 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を37台設置する場合

$$1 + (37 - 1) / 4 = 1 + 9.00 = 10.00 \rightarrow 10 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 11 - 10 = 1 \text{ 台}$$

（参考…前条例に基づく場合の台数）

①

自動二輪車の付置義務台数

なし

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 1,300}{200} = 23.50 \rightarrow 24 \text{ 台 (小数1桁切上げ)}$$

例6

商業地区内（駐車場整備地区内）に、平成10年に建築された6,000㎡の店舗に、2,500㎡の事務所を増築する場合の付置義務台数

※供用部分はそれぞれ6,000㎡及び2,500㎡のうちに含まれているものとします。

①

用途に応じた按分率（％）

ア 全体に対する店舗部分の割合（按分率）

$$\frac{6,000}{(6,000 + 2,500)} = 0.71 \text{（小数3桁四捨五入）}$$

イ 全体に対する事務所部分の割合（按分率）

$$\frac{2,500}{(6,000 + 2,500)} = 0.29 \text{（小数3桁四捨五入）}$$

②

用途ごとに足切り2,000㎡の面積を按分します。

ア 店舗部分の足切り面積

$$2,000 \times 0.71 = 1,420 \text{㎡}$$

イ 事務所部分の足切り面積

$$2,000 \times 0.29 = 580 \text{㎡}$$

③

必要な駐車台数を計算する根拠となる延べ面積を求め、それを用途ごとの単位で除します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 1,420}{3,000} = 1.53 \text{台（小数3桁四捨五入）}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,500 - 580}{8,000} = 0.24 \text{台（小数3桁四捨五入）}$$

(2) 自動車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 1,420}{300} = 15.27 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,500 - 580}{350} = 5.49 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

④

用途ごとの計算結果を足し合わせ、付置義務台数を計算します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

$$1.53 + 0.24 = 1.77 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

$$15.27 + 5.49 = 20.76 \rightarrow 21 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

⑤

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

・自動二輪車の駐車場を2台設置する場合

$$2 + (2 - 2) / 4 = 2 + 0.00 = 2.00 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 21 - 2 = 19 \text{ 台}$$

・自動二輪車の駐車場を25台設置する場合

$$2 + (25 - 2) / 4 = 2 + 5.75 = 7.75 \rightarrow 7 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 21 - 7 = 14 \text{ 台}$$

例 7

周辺地区に、4, 400 m²の店舗を新たに建築する場合の付置義務台数

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(4,400 - 3,000)}{8,000} = 0.18 \rightarrow 1 \text{ 台 (1 未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{(4,400 - 3,000)}{400} = 3.50 \rightarrow 4 \text{ 台 (小数 1 桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

- ・自動二輪車の駐車場を 5 台設置する場合

$$1 + (5 - 1) \div 4 = 1 + 1.00 = 2.00 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 4 - 2 = 2 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を 8 台設置する場合

$$1 + (8 - 1) \div 4 = 1 + 1.75 = 2.75 \rightarrow 2 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 4 - 2 = 2 \text{ 台}$$

例 8

周辺地区に、6,000㎡の店舗と2,000㎡の事務所を建築する場合の付置義務台数
※供用部分はそれぞれ6,000㎡及び2,000㎡のうちに含まれているものとします。

①

用途に応じた按分率 (%)

ア 全体に対する店舗部分の割合 (按分率)

$$\frac{6,000}{(6,000 + 2,000)} = 0.750 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

イ 全体に対する事務所部分の割合 (按分率)

$$\frac{2,000}{(6,000 + 2,000)} = 0.250 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

②

用途ごとに足切り3,000㎡の面積を按分します。

ア 店舗部分の足切り面積

$$3,000 \times 0.75 = 2,250 \text{ m}^2$$

イ 事務所部分の足切り面積

$$3,000 \times 0.25 = 750 \text{ m}^2$$

③

必要な駐車台数を計算する根拠となる延べ面積を求め、それを用途ごとの単位で除します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 2,250}{8,000} = 0.47 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,000 - 750}{8,000} = 0.16 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6,000 - 2,250}{400} = 9.38 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,000 - 750}{450} = 2.78 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

④

用途ごとの計算結果を足し合わせ、付置義務台数を計算します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

$$0.47 + 0.16 = 0.63 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

$$9.38 + 2.78 = 12.16 \rightarrow 12 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

⑤

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

・自動二輪車の駐車場を1台設置する場合

$$1 + (1 - 1) / 4 = 1 + 0.00 = 1.00 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 12 - 1 = 11 \text{ 台}$$

・自動二輪車の駐車場を15台設置する場合

$$1 + (15 - 1) / 4 = 1 + 3.50 = 4.50 \rightarrow 4 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 12 - 4 = 8 \text{ 台}$$

例 9

周辺地区に、昭和 40 年に建築された 3,500 m² の店舗に、1,800 m² の店舗を増築する場合の付置義務台数

合計の延べ面積が 3,000 m² を超えるため、駐車施設を設ける必要があります。

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(3,500 + 1,800) - 3,500}{8,000} = 0.23 \rightarrow 1 \text{ 台 (1 未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{(3,500 + 1,800) - 3,500}{400} = 4.50 \rightarrow 5 \text{ 台 (小数 1 桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

- ・自動二輪車の駐車場を 1 台設置する場合

$$1 + (1 - 1) / 4 = 1 + 0.00 = 1.00 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 5 - 1 = 4 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を 20 台設置する場合

$$1 + (20 - 1) / 4 = 1 + 4.75 = 5.75 \rightarrow 5 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

特例による引下げの結果、自動車の駐車台数が 1 台未満となる場合は、自動車の付置義務台数は 1 台となります。

$$\text{特例による台数: } 5 - 4 = 1 \text{ 台}$$

例 10

周辺地区に、昭和 50 年に建築された 6,000 m²の店舗に、2,500 m²の事務所を増築する場合の付置義務台数

※供用部分はそれぞれ 6,000 m²及び 2,500 m²のうちに含まれているものとします。

合計の延べ面積が 3,000 m²を超えるため、駐車施設を設ける必要があります。

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(6,000 + 2,500) - 6,000}{8,000} = 0.31 \rightarrow 1 \text{ 台 (1 未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{(6,000 + 2,500) - 6,000}{450} = 5.56 \rightarrow 6 \text{ 台 (小数 1 桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

- ・自動二輪車の駐車場を 3 台設置する場合

$$1 + (3 - 1) \div 4 = 1 + 0.50 = 1.50 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 6 - 1 = 5 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を 9 台設置する場合

$$1 + (9 - 1) \div 4 = 1 + 2.00 = 3.00 \rightarrow 3 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 6 - 3 = 3 \text{ 台}$$

例 1 1

周辺地区に、平成 5 年に建築された 6, 0 0 0 m²の事務所を新条例に基づき届出しないおす場合の
付置義務台数

新条例に従い、既存建築物における新たな付置義務台数を届出することができます。その場合は、
自動二輪車の付置義務台数を確保していただく必要があります。

①

自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{6, 0 0 0 - 3, 0 0 0}{8, 0 0 0} = 0. 3 8 \rightarrow 1 \text{ 台 (1 未満の場合は切上げ)}$$

②

自動車の付置義務

$$\frac{6, 0 0 0 - 3, 0 0 0}{4 5 0} = 6. 6 7 \rightarrow 7 \text{ 台 (小数 1 桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

- ・自動二輪車の駐車場を 2 台設置する場合

$$1 + (2 - 1) / 4 = 1 + 0. 2 5 = 1. 2 5 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 7 - 1 = 6 \text{ 台}$$

- ・自動二輪車の駐車場を 2 1 台設置する場合

$$1 + (2 1 - 1) / 4 = 1 + 5. 0 0 = 6. 0 0 \rightarrow 6 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 7 - 6 = 1 \text{ 台}$$

(参考…前条例に基づく場合の台数)

①

自動二輪車の付置義務台数

なし

②

自動車の付置義務台数

$$\frac{6, 0 0 0 - 2, 7 5 0}{2 5 0} = 1 3. 0 0 \rightarrow 1 3 \text{ 台 (小数 1 桁切上げ)}$$

例 1 2

周辺地区に、平成 1 0 年に建築された 6, 0 0 0 m²の店舗に、2, 5 0 0 m²の事務所を増築する場合の付置義務台数

※供用部分はそれぞれ 6, 0 0 0 m²及び 2, 5 0 0 m²のうちに含まれているものとします。

①

用途に応じた按分率 (%)

ア 全体に対する店舗部分の割合 (按分率)

$$\frac{6, 0 0 0}{(6, 0 0 0 + 2, 5 0 0)} = 0. 7 1 \text{ (小数 3 桁四捨五入)}$$

イ 全体に対する事務所部分の割合 (按分率)

$$\frac{2, 5 0 0}{(6, 0 0 0 + 2, 5 0 0)} = 0. 2 9 \text{ (小数 3 桁四捨五入)}$$

②

用途ごとに足切り 3, 0 0 0 m²の面積を按分します。

ア 店舗部分の足切り面積

$$3, 0 0 0 \times 0. 7 1 = 2, 1 3 0 \text{ m}^2$$

イ 事務所部分の足切り面積

$$3, 0 0 0 \times 0. 2 9 = 8 7 0 \text{ m}^2$$

③

必要な駐車台数を計算する根拠となる延べ面積を求め、それを用途ごとの単位で除します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6, 0 0 0 - 2, 1 3 0}{8, 0 0 0} = 0. 4 8 \text{ (小数 3 桁四捨五入)}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2, 5 0 0 - 8 7 0}{8, 0 0 0} = 0. 2 0 \text{ 台 (小数 3 桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

ア 店舗部分の付置義務台数

$$\frac{6, 0 0 0 - 2, 1 3 0}{4 0 0} = 9. 6 8 \text{ (小数 3 桁四捨五入)}$$

イ 事務所部分の付置義務台数

$$\frac{2,500 - 870}{450} = 3.62 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

④

用途ごとの計算結果を足し合わせ、付置義務台数を計算します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

$$0.48 + 0.20 = 0.68 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

$$9.68 + 3.62 = 13.30 \rightarrow 13 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

⑤

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

・自動二輪車の駐車場を4台設置する場合

$$1 + (4 - 1) \div 4 = 1 + 0.75 = 1.75 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 13 - 1 = 12 \text{ 台}$$

・自動二輪車の駐車場を15台設置する場合

$$1 + (15 - 1) \div 4 = 1 + 3.50 = 4.50 \rightarrow 4 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 13 - 4 = 9 \text{ 台}$$

例 13

商業地区内に、12,000㎡の事務所を新たに建築する場合の付置義務台数

※大規模な事務所について 建築用途が事務所であり、その延べ面積が1万㎡をこえる場合は、1万㎡をこえ5万㎡までの部分の延べ面積に0.7を、5万㎡をこえ10万㎡までの部分の延べ面積に0.6を、10万㎡をこえる部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に1万㎡を加えた面積を延べ面積とみなします。

①

10,000㎡を超える事務所の用途に供する延べ面積を計算します。

$$10,000 + 2,000 \times 0.7 = 11,400 \text{ ㎡}$$

②

付置義務台数を計算します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

$$\frac{(11,400 - 2,000)}{8,000} = 1.18 \rightarrow 1 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

(2) 自動車の付置義務台数

$$\frac{(11,400 - 2,000)}{350} = 26.86 \rightarrow 27 \text{ 台 (小数1桁四捨五入)}$$

③

自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

(自動二輪車の駐車場の設置台数により異なります)

・自動二輪車の駐車場を9台設置する場合

$$1 + (9 - 1) \div 4 = 1 + 2.00 = 3.00 \rightarrow 3 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 27 - 3 = 24 \text{ 台}$$

・自動二輪車の駐車場を100台設置する場合

$$1 + (100 - 1) \div 4 = 1 + 24.75 = 25.75 \rightarrow 25 \text{ 台 (小数点以下切捨て)}$$

$$\text{特例による台数: } 27 - 25 = 2 \text{ 台}$$

例 1 4

商業地区内（駐車場整備地区内）に、新たに 1, 800 m²の店舗と、500 m²の非特定用途に供する建築物を建築する場合の付置義務台数

※供用部分はそれぞれ 1, 800 m²及び 500 m²のうちに含まれているものとします。

特定用途と非特定用途の混合建築物の場合、次式により付置義務を判定します。

判定式：特定用途の延べ面積＋非特定用途の延べ面積×2／3＞2, 000の場合、新条例による届出が必要となります。

①

自動車の付置義務については、判定式により付置義務が必要かを判断します。自動二輪車の付置義務については、特定用途の延べ面積について判断します。

(1) 自動二輪車の付置義務台数

特定用途の延べ面積が 2, 000 m²以下であるため自動二輪車の付置義務はありません。

(2) 自動車の付置義務の判定

$$1, 800 + 500 \times 2 / 3$$

$$= 2, 133.3 \rightarrow 2, 133 \text{ m}^2 > 2, 000 \text{ (小数1桁四捨五入)}$$

新条例による届出が必要となります。

②

自動車の付置義務について計算を行います。

用途に応じた按分率（％）

ア 全体に対する店舗部分の割合（按分率）

$$\frac{1, 800}{(1, 800 + 500)} = 0.78 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

イ 全体に対する非特定用途部分の割合（按分率）

$$\frac{500}{(1, 800 + 500)} = 0.22 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

③

用途ごとに足切り 2, 000 m²の面積を按分します。

ア 店舗部分の足切り面積

$$2,000 \times 0.78 = 1,560 \text{ m}^2$$

イ 非特定用途部分の足切り面積

$$2,000 \times 0.22 = 440 \text{ m}^2$$

④

必要な駐車台数を計算する根拠となる延べ面積を求め、それを用途ごとの単位で除します。

ア

$$\frac{1,800 - 1,560}{300} = 0.80 \text{ (小数3桁四捨五入)}$$

イ

$$\frac{500 - 440}{600} = 0.10 \text{ 台 (小数3桁四捨五入)}$$

④

用途ごとの計算結果を足し合わせ、付置義務台数を計算します。

$$0.80 + 0.10 = 0.90 \rightarrow 1 \text{ 台 (1未満の場合は切上げ)}$$

⑤自動車の付置義務駐車台数の特例による引下げ台数

自動二輪車の付置義務がないため、引き下げの特例はありません。

自動車の付置義務台数：1台